

令和2年神審第18号

裁 決

漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官松崎範行及び同官高木省吾出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和元年10月18日11時10分

兵庫県東播磨港南方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

漁船B

総トン数	4.1トン	0.6トン
登録長	11.16メートル	5.54メートル
機関の種類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出力	421キロワット	20キロワット

3 事実の経過

Aは、船体後部に操舵室を配した一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、同室前部中央に舵輪、その前方にGPSプロッター、左舷側に魚群探知機及び右舷側に機関遠隔操縦装置がそれぞれ備えられ、a受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.4メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和元年10月18日06時30分東播磨港の係留地を発し、同港南方沖合の漁場に向かい、06時50分漁場に到着して移動しながら操業を行った。

a受審人は、11時頃操業を終えて帰途に就くこととし、11時09分半僅か前東播磨港別府東防波堤灯台（以下「別府東防波堤灯台」という。）から199度（真方位、以下同じ。）1.16海里の地点で、GPSプロッターを作動させ、舵輪後方の椅子に腰を掛けた姿勢で操船に当たって漁場を発進し、すぐに針路を東播磨港の別府東防波堤と別府西防波堤の間に向く013度に定め、機関を回転数毎分1,500にかけ、14.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、折からの潮流によって左方に3度圧流されながら、手動操舵により進行した。

a受審人は、定針したとき、正船首250メートルのところにBを視認することができ、船首を東方に向けてほとんど移動しない様子から漂泊中であることが分かり、その後同船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、乗組員が後部甲板で魚倉作業を行っていたとき大きな音が聞こえたので、同作業を観察すること

に気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かずに続航した。

こうして、a受審人は、Bを避けることなく進行中、11時10分別府東防波堤灯台から200度1.03海里の地点において、Aは、原針路、原速力のまま、その船首がBの右舷船首部に後方から77度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力2の北風が吹き、潮候はほぼ高潮時で、付近には流向270度及び流速0.9ノットの潮流があった。

また、Bは、船体中央やや船尾寄りに操舵区画を配したひきなわ漁業に従事するFRP製漁船で、同区画右舷側に機関遠隔操縦装置、同区画後部中央に舵柄がそれぞれ備えられ、航海計器を装備せず、b受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.4メートル船尾0.6メートルの喫水をもって、同日07時30分東播磨港の係留地を発し、同港南方沖合の漁場に向かい、07時45分漁場に到着してひきなわ用の漁具を両舷から出し移動しながら操業を行った。

b受審人は、10時45分操業を終えて漁具の揚収に取り掛かり、播磨灘航路第6号灯浮標の近くで揚収を終了したことから、同灯浮標の南東方沖合で漁具の片付けを行うこととして同沖合に移動した後、11時04分半少し過ぎ別府東防波堤灯台から195度1.01海里の地点で、船首を東方に向け、機関を中立運転として漂泊を開始し、折からの潮流により270度の方向に0.9ノットの速力で圧流されながら、前部甲板で漁具の片付けに取り掛かった。

b受審人は、11時09分半僅か前別府東防波堤灯台から199度1.03海里の地点で、船首が090度を向いていたとき、右舷船尾77度250メートルのところに北上するAを初認し、その後同船が自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近するのを認めたが、

いずれ航行中のAが漂泊中の自船を避けるものと思い、Aに対して避航を促す音響信号を行うことも、避航の気配のないまま間近に接近しても、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けた。

こうして、b受審人は、漁具の片付けを続けながら漂泊中、11時10分少し前至近に迫ったAに衝突の危険を感じ、同船に向かって両手を大きく振ったものの、効なく、Bは、船首が090度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは船首部外板に修理を要しない擦過傷を生じただけであったが、Bは右舷船首部に圧壊等を生じ、後に修理された。また、b受審人が腰椎捻挫等を負った。

(航法の適用)

本件は、東播磨港南方沖合において、航行中のAと漂泊中のBが衝突したもので、衝突地点付近は海上交通安全法が適用される海域であるものの、同法には本件に適用できる航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法が適用されるが、同法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶の間に衝突のおそれが生じた場合の航法規定がないことから、海上衝突予防法第38条及び第39条の規定を適用して船員の常務により律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、東播磨港南方沖合において、同港に向けて航行中のAが、見張り不十分で、前路で漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、東播磨港南方沖合において、同港に向けて航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、乗組員が後部甲板で行っていた魚倉作業を観察することに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b受審人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

b受審人は、東播磨港南方沖合において、漁具を片付けながら漂泊中、衝突のおそれがある態勢で接近するAを認めた場合、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとるべき注意義務があった。しかし、同人は、いずれ航行中のAが漂泊中の自船を避けるものと思い、衝突を避けるための措置をとらなかった職務上の過失により、漂泊を続けて衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、自身が負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年8月18日

神戸地方海難審判所

審判官 鈴木 勲